

佐世保市立浅子小中学校 いじめ防止基本方針

令和4年6月改定

【めざす子ども像】

- ① 優しく、礼儀正しく、感性の豊かな子ども（感動）
- ② 自ら進んで学ぶ子ども（自主）
- ③ 変化に対応し、最後までやり抜く子ども（忍耐）

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年6月「いじめ防止対策推進法・第2条」）

【いじめの防止】

- (1) 保護者や地域との連携
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 生徒指導の充実
- (4) 特別活動等の充実
- (5) 児童生徒理解等校内研修の充実

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭や地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題ととらえられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

【いじめの早期発見】

- (1) 児童生徒との信頼関係の構築に努める。
- (2) 児童生徒を日常的に見守り、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。
- (3) 定期的な児童理解の時間を設け、できるだけタイムリーに教職員が情報を共有する。
- (4) 児童生徒理解支援システムの効果的な活用を図る。
- (5) 定期的なアンケート調査、生活ノート、個人面談等を実施し、きめ細やかな把握に努める。
- (6) 教育委員会との連携を深め、必要に応じて、心の相談員や、SSW等専門家の活用を図る。
- (7) 学校以外の相談窓口について周知や広報を継続して行う。

【いじめ対策委員会】

校長 教頭 教務主任 生徒指導
主事 生活指導主任 養護教諭
特別支援コーディネーター
※必要に応じて
担任 SSW 心の教育相談員等

【教育委員会】

- ・学校教育課
- ・青少年教育センター

【関係機関】

- ・子ども子育て応援センター
- ・民生委員 ・警察等

【育友会との連携】

- ・日常での保護者とのこまめな連携
- ・幹事会等様々な機会を通じて情報共有・共同対策

【いじめに対する措置】

- (1) 的確な情報収集
- (2) 基本的な緊急対応
- (3) 調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

- ・本人及び関係する友だち、保護者等より情報を収集し、いかなる場合も真摯に受け止め、事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
- ・いじめられている側の保護者の心情を、教職員は同じ立場で受け止め、全教職員が緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して事象に対応していることを保護者に伝え、信頼の回復に努める。
- ・保護者には、隨時入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対して安心感を持ってもらえるよう配慮する。

○年間計画

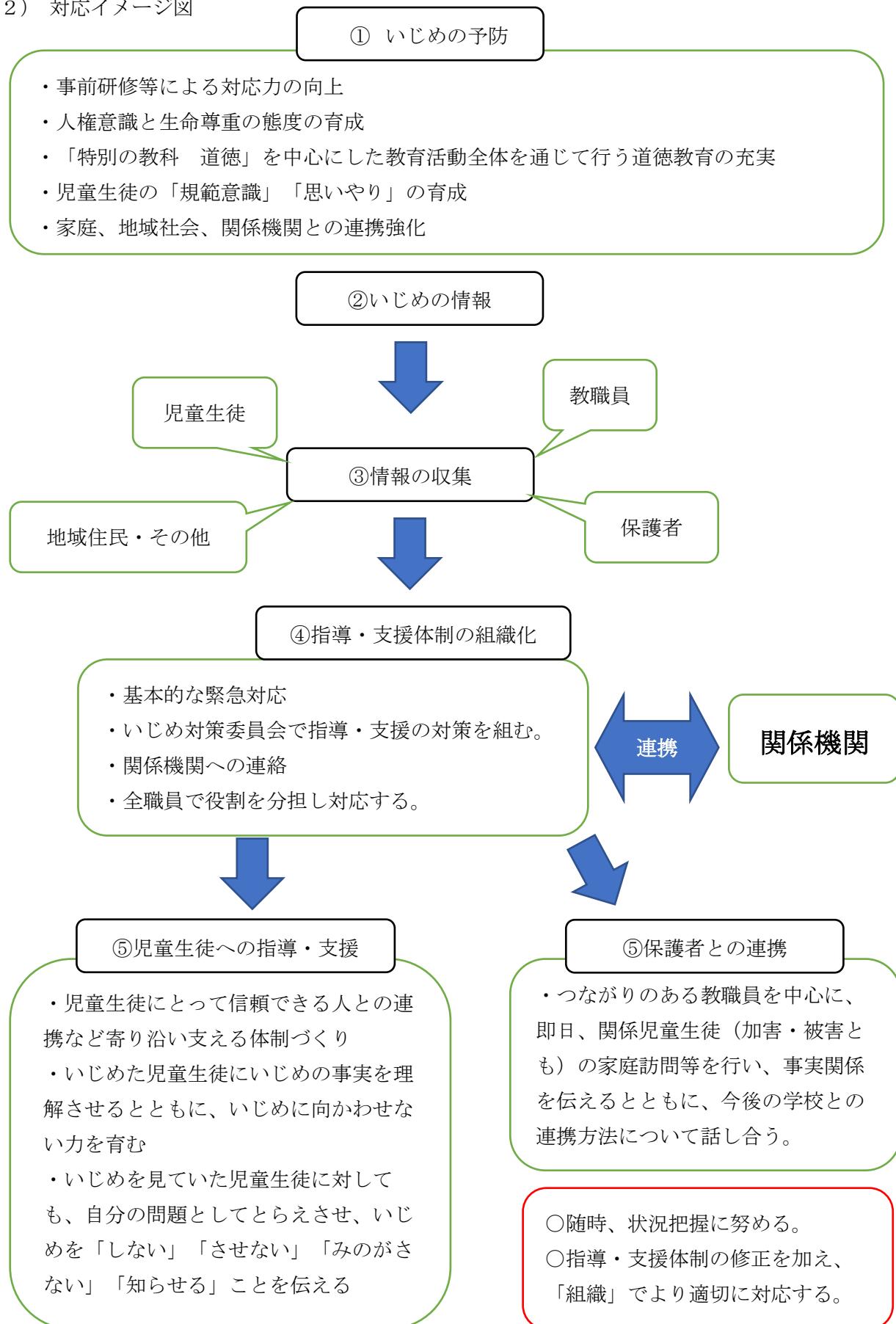
4月	学校基本方針の確認 育友会総会等での説明	・毎週（金）児童生徒理解の時間 で共通理解 ・アンケートの実施 ・個人面談の実施 ・児童生徒による人権集会等の企画・運営
5月	学校いじめ対策委員会（1）	
6月	いのちを見つめる強調月間	
7月		
8月	校内研修	
9月		
10月		
11月		
12月	人権集会	
1月		
2月	学校いじめ対策委員会（2）	
3月	取組評価アンケート	

○組織的な対応について

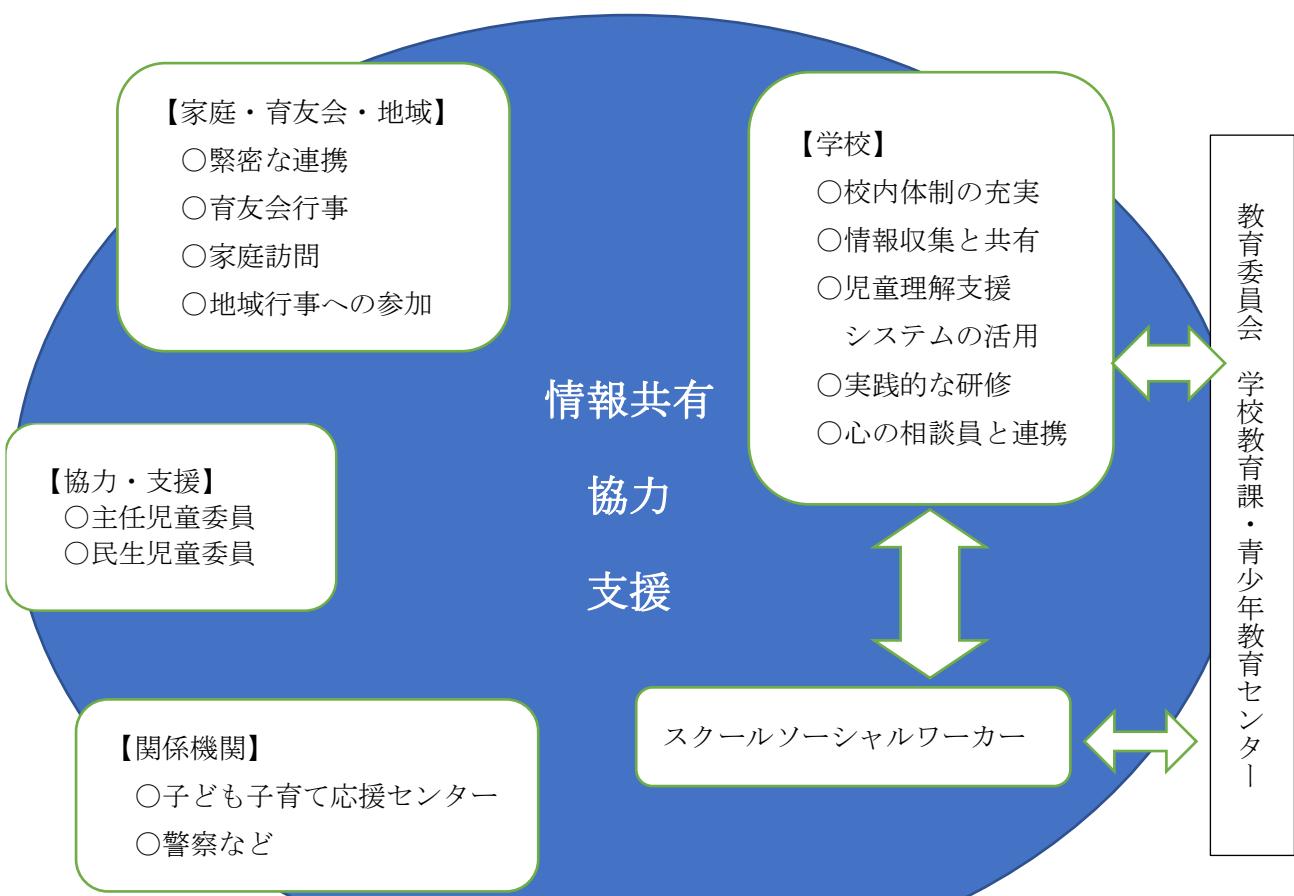
（1）役割分担

- ・児童生徒理解の時間：生徒指導主事・生活指導主任
- ・児童生徒アンケート：生徒指導主事・生活指導主任
- ・保護者対応：担任（必要に応じて教頭等管理職）
- ・個人面談：担任（必要に応じて養護教諭等他の職員、心の相談員やSSW等専門家）
- ・いじめ対策委員会の招集：校長（教頭）
- ・育友会、地域社会、市教委、その他外部機関との連携・対応：教頭
- ・校内研修：研究主任、道徳教育推進教師、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等
- ・児童生徒への指導・支援：全職員

(2) 対応イメージ図



○いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携



いのちと人権を大切にする集団作り

○重大事案事態発生時

- (1) 学校は、重大事案認知後、速やかに市教育委員会（以下市教委）へ報告。
- (2) 市教委が、調査の主体を判断し、市長・県教育委員会へ報告。
- (3) 市は佐世保市いじめ防止対策委員会にて対応を協議し、調査等を行う。
- (4) 学校はいじめ対策委員会（学校職員の他、市教委担当者、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等を含む）にて対応を協議し、調査等を行う。その際、公平性・中立性を確保し、プライバシーへの配慮をする。
- (5) 市及び学校のいじめ対策委員会より、市教委へ調査結果の報告。
- (6) 市教委は市長へ調査結果の報告をする。市長は必要があると認めた場合、市長のもとに調査委員会を設置し、再調査を行うとともに、市議会へ報告する。

※『平成 29 年 6 月改定「佐世保市いじめ防止基本方針」佐世保市教育委員会』をもとに作成